

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の計算明細書

被相続人

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

受託者の
名称又は氏名
(法人整理番号)

()

第1表の付表3 (令和3年1月分以降用)

1 信託の明細		
番号	信託の名称	営業所等の名称及び所在地
1		
2		
3		

2 信託に関する権利の明細								
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	外国税額控除額
					固定資産税 評価額	倍数		
							円	円
信託に関する権利の価額の合計額等							①	②

- (注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。
2 この明細は、第11表に準じて記入してください。
3 「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表（債務及び葬式費用の明細書）には記載しないでください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。

3 相続税額等の計算

③ 相続税の算出税額（第1表の受託者の⑨又は⑩欄の金額）	④ 相続税額の2割加算額（第1表の受託者の⑪欄の金額）	⑤ 外国税額控除額（②欄の金額）	⑥ (③+④-⑤)の金額
円	円	円	円
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算			
⑦ 信託に関する権利の価額の合計額（①欄の金額）	⑧ ⑦の価額に基づく事業税の額		⑩ 法人税及び事業税等の額の基となる価額（⑦-⑧-⑨）
円	円	円	円
⑪ ⑩の価額に基づく法人税の額			
⑫ ⑩の価額に基づく事業税の額	⑬ ⑩の金額に基づく地方法人税の額	⑭ ⑩の金額に基づく道府県民税の額	⑮ ⑩の金額に基づく市町村民税の額
円	円	円	円
⑯ ⑫の金額に基づく特別法人事業税の額	⑰ 法人税等控除額（⑪+⑬+⑭+⑮）	⑱ (③+④-⑰)の金額	⑲ 申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）（⑥-⑰）
円	円	円	円

- (注) 1 ⑧又は⑯の各欄は、⑦又は⑩の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
2 ⑨又は⑱の各欄は、⑧又は⑯の各欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。
3 ⑪欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
4 ⑬欄は、⑪欄の「法人税の額」を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
5 ⑭又は⑮の各欄は、⑪欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
6 ⑲欄の金額を第1表の受託者の⑳欄に転記します。⑲欄の金額（⑥-⑰）がマイナスとなるときは「0」と記入します。

4 信託財産責任負担債務の額の計算

番号	㉑ ①欄の金額	㉒ ②①欄の金額のうち各信託ごとの価額の合計額	㉓ (⑱×㉒÷㉑)の金額	㉔ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	㉕ 信託財産責任負担債務の額（㉒-㉓）
	円	円	円	円	円
信託財産責任負担債務の額の合計額					

- (注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）
2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。
3 ㉑欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
4 ㉓欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。
5 ㉕欄の金額（㉒-㉓）がマイナスとなるときは「0」と記入します。
6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。
なお、「営業所等の各称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。
- 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。
- 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。
- 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。
- 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（遺産に係る基礎控除）の相続人の数に算入しません。
- 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。